

2027年3月末で**紙の手形・小切手**が**廃止**されます。

紙の手形 紙の小切手 の電子化を



ご検討
ください。

手形・小切手の取扱いについては、政府・産業界・金融業界は一丸となって、2027年度末(令和9年3月末)までに手形・小切手の全面的な電子化に向けた取り組みを行っており、当組合におきましても、手形・小切手の全面的な電子化に向けた取り組みとして、下記の通り対応いたしますのでお知らせします。

① 当座預金の新規口座開設停止

開設停止日: 新規開設停止済み

※当座預金の新規口座開設は2025年12月30日をもって停止しております。
なお、すでに当座預金をご利用中のお客様は引き続き当座預金のご利用が可能です。

② 2027年4月以降を期日とする手形・小切手の代金取立ておよび割引の受付停止

受付停止日: 2026年3月31日(火)

※2026年4月1日(水)以降は、2027年4月1日以降を期日とする手形や小切手(先日付小切手)について、代金取立および割引の受付を停止します。

③ 手形帳・小切手帳の発行受付停止

発行停止日: 2026年9月30日(水)

※2026年10月1日(木)以降は、手形帳・小切手帳の発行受付を終了します。
自己宛小切手(預手)、店用小切手についても受付を終了します。

④ 2027年3月31日までを期日とする他行手形・小切手の入金停止

入金停止日: 2027年3月26日(金)

※2027年3月31日までを期日とする他行の手形・小切手は、2027年3月27日(土)以降、口座への入金受付を停止します。支払地が当組合の手形・小切手は2027年4月以降も入金可能です。

⑤ 2027年3月31日までを期日とする手形の割引実行停止

実行停止日: 2027年3月24日(水)

※2027年3月31日までを期日とする手形は、2027年3月25日(木)以降は実行できません。割引を希望される場合は、お早めの持ち込み(受付)をお願いいたします。

⑥ 出金票による当座預金出金の取扱開始

取扱開始日: 取扱開始済み

※当座預金の払い戻しについては、現行の小切手振出に加え、出金票による払い戻しの取扱いを開始しております。(小切手が廃止となる2027年4月以降も同様の取扱いとします)

※ご不明点等ございましたら、事務部事務課または営業担当へご連絡ください。

